

来課される皆様へ

建築計画概要書等閲覧システムについて

令和6年3月末から窓口に設置する端末で

- ・建築計画概要書等の閲覧・交付
- ・位置指定道路図の閲覧・交付
- ・建築基準法上の道路種別の確認

が可能となります。

システムの稼働時間は下記のとおりです。稼働時間外は使用できません。

午前 8:30 ~ 11:45

午後 1:00 ~ 4:45

休止時間 午前11:45 ~ 午後1:00

※システム画面等の写真撮影は禁止

※両替は一切対応不可

建築指導課

システムで対応可能なこと(抜粋)

①建築計画概要書等の閲覧・写しの交付

- ・建築計画概要書(S46~)
- ・処分等の概要書(H11.5.1~)

②位置指定道路図の閲覧・写しの交付

③建築基準法上の道路種別の確認

【注】

- ・建築計画概要書等については、直近(概ね今年度・前年度)のものは本システムから取得できません。
- ・台帳記載事項証明書については、これまでと同様、必要事項を申請書へ記入して窓口で申請してください。(昇降機・工作物も同様です)
(確認番号等は窓口閲覧システムで検索してください)
- ・システム導入に伴い、建築計画概要書(処分等の概要書含む)及び位置指定道路図への公印押印を廃止します。